

議案第28号

調停案の受諾について

徳島簡易裁判所平成29年(ノ)第75号債務額確定調停事件につき、別紙調停案を受諾することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出

小松島市長 濱田保徳

1 事件名 徳島簡易裁判所平成29年(ノ)第75号

2 当事者 申立人 A 外1名

相手方 小松島市

3 調停条項案

- (1) 申立人らは、相手方に対し、連帶して、本件保証債務として、788万4215円（内訳 平成4年8月25日付け契約分残元金283万0815円及び利息56万4433円、平成5年2月23日付け契約残元金371万5759円及び利息77万3208円）の支払義務のあることを認める。
- (2) 申立人らは、相手方に対し、連帶して、本件保証金債務の解決金として、240万円の支払義務のあることを認め、これを平成 年 月 日限り、「小松島市会計管理者」名義の阿波銀行小松島支店の普通預金口座（口座番号0950415）に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は申立人らの負担とする。
- (3) 申立人らが前項の金員を遅滞なく支払ったときは、相手方は、申立人らに対し、第1項記載の金員から前項の既払金を控除した残金につき、支払義務を免除する。
- (4) 申立人らと相手方は、本件に関し、本決定に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は各自の負担とする。